

7 福薬業発第 4 2 0 号
令和 8 年 2 月 2 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行については、令和 7 年 1 1 月 1 9 日付け 7 福薬業発第 3 0 0 号にてお知らせしたところですが、標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より日本薬剤師会を通じて、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、厚生労働省において、実際の運用に当たって医療機関・薬局の受付で対応される職員の方々にも活用しやすいよう、チェックリストとフローチャート形式の資料が作成されました。

つきましては、下記の掲載先より当該資料等をダウンロードのうえ、ご活用くださいますようお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

■受付対応職員向けチェックリストおよびフローチャート資料

医療機関等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769

■健康保険証の有効期限終了に関する周知資料

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html#teiiji_leaflet

以 上

日 薬 業 発 第 439 号
令 和 8 年 2 月 16 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について
(周知依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行については、令和7年11月17日付け日薬業発第306号にてマイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていく上での留意事項等についてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省において、実際の運用に当たって医療機関・薬局の受付で対応される職員の方々にも活用しやすいよう、別添のとおり、チェックリストとフローチャート形式の資料が作成されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、当該資料は医療機関等向け総合ポータルサイト (https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769) に掲載しており、ダウンロードしてご活用いただけます。

さらに、健康保険証の有効期限が終了したことをまだ認識していない患者の方々に対して周知できるよう、医療機関・薬局向けにリーフレットや手渡しできるカード型の資料等を、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html#tei_ji_leaflet) に掲載しており、こちらもダウンロードしてご活用いただけます。

(別添)

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について (周知依頼)

(令和8年2月10日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課)

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 10 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について
(周知依頼)

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 2 日に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みへと移行しております。

移行にあたっては、先般「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」（令和 7 年 11 月 12 日医療介護連携政策課事務連絡）にてマイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていく上での留意事項についてお示ししていたところですが、今般、実際の運用に当たって医療機関・薬局の受付で対応される職員の方々にも活用しやすいよう、チェックリストとフローチャート形式の資料を作成いたしました。

当該資料は医療機関等向け総合ポータルサイト（https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769）に掲載しており、ダウンロードしてご活用いただけます。

また、健康保険証の有効期限が終了したことをまだ認識していない患者の方々に対して周知できるよう、医療機関向けにリーフレットや手渡しできるカード型の資料等を作成のうえ、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html#teiiji_leaflet）に掲載しており、こちらもダウンロードしてご活用いただけます。

つきましては、従前お示ししてきたものと運用が変わるものではありませんが、受付窓口でのマイナ保険証での円滑な受診に向けた対応を改めて確認の上、ご対応いただけるよう、貴会内での周知について、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト

令和7年12月1日をもって、従来の健康保険証の有効期限は満了しました。医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証又は資格確認書で資格確認を行ってください。なお、資格確認は、各月の初回のみに行うのではなく、受診の都度行うことが原則ですのでご注意ください。

マイナ保険証

✓ マイナ保険証を持参した患者に「資格確認書」を求めていますか？

マイナ保険証により有効な資格が確認できる場合には、追加で資格確認書を確認することは不要です。



✓ マイナ保険証での受付時に、「限度額適用認定証」で所得区分を確認していませんか？

マイナ保険証での受付時に、オンライン資格確認で所得区分が確認できます。限度額適用認定証で確認する必要はありません。レセプト請求の際は、オンライン資格確認で確認できた所得区分で請求してください。

✓ 顔認証等が難しい場合に目視確認による受付を行っていますか？

暗証番号忘れ、怪我や障害・認知症など何らかの事情により「顔認証」や「暗証番号」入力ができない場合、「目視確認」でご対応ください。

※目視確認用パスコード発行方法は右記二次元コードでご確認ください。



目視確認用
パスコード発行方法

✓ マイナ保険証が読み取れず資格確認できなかった場合に、一律に患者に10割負担を求めていますか？

判断に迷う場合や不明点が生じた場合は、「マイナ保険証の受付方法」のフロー図で受付方法をご確認ください。フロー図に沿って資格確認を完了いただくことで、3割等の一定の負担割合で受付が可能です。

資格確認書

✓ 資格確認書での受付時も、オンライン資格確認を実施していますか？

患者が資格確認書を提示した場合も、オンライン資格確認等システムに照会することで、保険資格の有効性を確認でき、資格喪失後の受診を防ぐことができます。

被保険者番号不詳でのレセプト請求方法

被保険者番号不詳でレセプト請求する場合、以下の手順でご対応いただけます。

詳細な手順は右記二次元コードでご確認ください。



詳細の手順

① 被保険者番号不詳でのレセプト請求の対応可否を確認します

何らかの事情でマイナ保険証で資格確認できず、マイナポータル画面等でも資格確認できなかった患者が初診（初回）の場合に「被保険者資格申立書」を記入いただいたうえで、被保険者番号等を「不詳」としてレセプト請求できます。

※再診の場合は、過去の受診時に把握している資格情報により請求をお願いします。

② 患者に被保険者資格申立書を記入してもらいます

患者に被保険者資格申立書を記入いただきます。連絡先電話番号をはじめ、可能な限り、漏れなく記入いただくよう患者にご案内ください。



被保険者資格申立書

③ 再来時等での資格確認とレセプト請求をします

再来時や別途問い合わせなどにより患者の資格確認ができないか、旧資格で請求可能ではないか等の確認を行ってください。その上で不詳レセプトとして請求する際は、摘要欄への記入漏れ等がないかご確認ください。

詳細は上部の二次元コードを読み取り、ページ下部の「③事後での資格確認とレセプト請求」をご確認ください。

✓ 電磁的な資格確認書も受付を行っていますか？

「資格確認書」には、カード、はがき、A4、電磁的交付の4種類があります。スマホなどの電磁的交付の場合、患者が表示した資格をその場で確認するか、患者にスマホ一時預かりの了承を得るなどして、資格確認を行ってください。

※画面上に現在時刻がリアルタイムで表示されているか、あわせてご確認ください。



マイナ保険証の受付方法

受付時に判断に迷う場合や不明点が生じた場合は、本フロー図をご確認ください。

詳しくはこちら



※資格確認結果に問題ない場合は、
通常通り受付を行ってください

当てはまる状況は、どれですか？

- ・「●」と表示された
- ・住所が不明or異なる

資格は表示されたが
「証明書有効期限切れ」と表示された

- ・資格無効または資格情報なしと表示された
- ・その他（機器エラー、暗証番号不明等）

はい

マイナンバーカードの電子証明書の
有効期限日の月末から3か月以内ですか？

いいえ

以下のいずれかで
確認を実施してください

資格確認に問題はないため
追加対応は不要です
※「●」は旧字等が含まれる場合に表示

※マイナンバーカードとあわせてご提示いただください。
スマートフォン利用時は①の方法で確認を実施してください

①または②で
資格確認が行えない場合

再診ですか？

①マイナポータルでの資格確認画面

②資格情報のお知らせ
(カードとあわせて提示)

＜マイナンバーカード利用時＞
マイナンバーカードと併せて表示。事前にダウンロードしたPDFファイルの利用も可能です。

＜スマートフォン利用時＞
その場で患者にマイナポータルにログインしていただき、資格情報の画面を表示。



資格確認に必要な情報を
把握していれば
口頭確認

被保険者資格
申立書を記入
(カードとあわせて提示)

被保険者資格
申立書はこちら



資格確認が完了しました

資格確認が完了しました

※不詳レセプトについては「マイナ保険証・
資格確認書の受付時のチェックリスト」を
参照してください